

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	直島町

直島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 直島町建設経済課
所在地 香川県香川郡直島町1122番地1
電話番号 087-892-2224
FAX番号 087-892-3888
メールアドレス kensetsu1@town.naoshima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、タヌキ、イノシシ、ヌートリア、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	香川県香川郡直島町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	果樹	5千円 (3a)
	野菜	5千円 (3a)
タヌキ	野菜	20千円 (1a)
	いも類	10千円 (1a)
イノシシ	野菜	15千円 (1a)
	いも類	15千円 (1a)
ヌートリア	野菜	20千円 (2a)
カワウ	魚類等	20,000千円
その他	野菜	15千円 (1a)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>本町では、農業者の高齢化等に伴う耕作放棄地の増加等により、有害鳥獣の生息域は年々広がっていると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タヌキの個体数は、ほぼ横ばいであると見られ、町内全域に出没し、小規模な被害報告が寄せられている。 ・カラスは他地域から飛来してきており、果樹等への被害が報告されている。個体数は横ばいと見られるが農作物被害だけでなく買い物客の荷物を荒らすなどの被害も報告されている。 ・イノシシは、捕獲により駆除をしているが他の島から泳いでくるため、個体数は横ばいであると見られる。耕作農地での被害は進入防止柵等の設置が進んでおり減少しているが、掘り起こしの被害が町内各所で見られる。 ・ヌートリアは島内各所で目撃情報があり、町内全域で生息していると考えられる。 ・カワウは、定期的に駆除を実施しているが他地域からの飛来等もあり、魚類食害やふん害による樹木の枯死が発生している。また、食害等の漁業被害が生じ、漁業
--

経営への影響が懸念されている。現在、向島に規模の大きいコロニーを確認している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
カラス被害	10千円（6a）	5千円，＜0.1ha
タヌキ被害	30千円（2a）	20千円，＜0.1ha
イノシシ被害	30千円（2a）	20千円，＜0.1ha
ヌートリア被害	20千円（2a）	15千円，＜0.1ha
カワウ被害	20,000千円	19,000千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p><u>カラス、タヌキ、イノシシ、ヌートリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者と連携し、有害鳥獣捕獲を実施。狩猟者に対し捕獲機材の貸し出しや、経費の一部を町が助成するなどの対策を実施している。 ・令和2年度より事業者有害鳥獣捕獲等の業務を委託している。 <p><u>カワウ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・島の狩猟者と連携した有害鳥獣捕獲を実施 	<p>個体数の減少を図るには、狩猟免許所持者の増加が必要で、その人数の確保のため、狩猟免許取得費用の助成を実施しているが、取得者は増えていない。</p> <p>・カワウのねぐらは山林の中腹以上の場所にあり、散弾銃の射程距離等の要因により、効果的・効率的な捕獲が困難である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p><u>タヌキ、イノシシ、ヌートリア</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の防止のため、ワイヤーメッシュ柵等の設置者に対し、その購入費用の一部を助成している。 <p>補助率は2分の1（上限2万円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置後の管理が不十分で、柵等が本来持っている侵入防止効果が十分発揮できていないところが見られる。

生息環境管理その他の取組	特になし。	・耕作放棄地となっている畑等に放置されている果樹があり、有害鳥獣のエサとなっていると考えられる。
--------------	-------	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 農業者や狩猟者と連携し、環境整備・侵入防止柵の管理指導・捕獲を効果的に組み合わせ実施し、被害防止に努める。また、目撃、被害状況等の情報提供について協力を求め、情報収集に努める。
- ・ イノシシについては、事業者へ捕獲等の業務を委託し、捕獲数を増やすことで個体数の減少を図る。
- ・ 環境整備については、農業者等住民に対し、動物の生態や効果的な被害対策に対する知識を付与するとともに、作物残さ、家庭生ゴミの適切な管理で餌付け防止を図るなど、野生鳥獣を誘引させない集落環境づくりの意識の醸成を図る。
- ・ 有害鳥獣捕獲は、住民に対し狩猟免許の取得を推進するとともに、経験を積んだ狩猟者と農業者との積極的な情報交換など、連携強化により、被害を発生させている個体の効果的な捕獲を推進する。
- ・ カワウの対策では、全国の先進的な駆除方法を県水産課等から収集し、より効果的な捕獲の実施を推進する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 狩猟者と連携した有害鳥獣捕獲を実施。
- ・ 事業者へ捕獲等の業務を委託し捕獲数の増加を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6	タヌキ イノシシ ヌートリア	住民に対し狩猟免許の取得を推進するとともに、経験を積んだ狩猟者と農業者との連携による効果的な捕獲を推進する。また、狩猟者に対し捕獲機材を貸出し捕獲を推進する。
7	同上	同上
8	同上	同上

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、タヌキ、イノシシ、ヌートリア、カワウの生息域や農業、漁業被害エリアが広がる中、個体数の低減を行うべく、猟友会など狩猟者と連携して有害鳥獣捕獲を行っている。 ・令和4年度の捕獲実績は、タヌキが25頭、イノシシが67頭、ヌートリアが8頭、カラスが9羽、カワウが38羽である。 ・タヌキ、イノシシ、ヌートリアは、当計画期間中、農家等住民に対して狩猟免許の取得の呼びかけや、狩猟者への捕獲機材の貸出しを引き続き行うとともに、経験を積んだ狩猟者と農業者との積極的な情報交換など連携強化により、被害を発生させている個体の効果的な捕獲を推進する。また、イノシシの捕獲を強化するため事業者に捕獲等の業務を委託する。 ・カワウについては、コロニーの拡散に留意しつつ捕獲を継続することにより、生息数の減少を図る。

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	15羽	15羽	15羽
タヌキ	40頭	40頭	40頭
イノシシ	80頭	80頭	80頭
ヌートリア	20頭	20頭	20頭
カワウ	60羽	60羽	60羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシについては直島本島及び屏風島、向島でくくり罠による捕獲を行う。 ・タヌキ、ヌートリアについて、被害報告のある地域を中心に主に箱わなによる捕獲を行う。 ・カラスは年に2回、納言様、中奥、積浦の山側で散弾銃による駆除を行う。 ・カワウは年に7回程度直島周辺の海域主に向島付近で散弾銃による駆除を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
タヌキ	該当なし	該当なし	該当なし
イノシシ	該当なし	該当なし	該当なし
ヌートリア	該当なし	該当なし	該当なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
タヌキ	柵の維持管理について周知する	柵の維持管理について周知する	柵の維持管理について周知する
イノシシ	柵の維持管理について周知する	柵の維持管理について周知する	柵の維持管理について周知する
ヌートリア	柵の維持管理について周知する	柵の維持管理について周知する	柵の維持管理について周知する

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
6	カラス、タヌキ、イノシシ、ヌートリア、カワウ	放任樹木等の除去等、周辺環境の整備による誘引要件の排除、被害集落への鳥獣害防止に関する知識の普及啓発を行う。
7	同上	同上
8	同上	同上

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

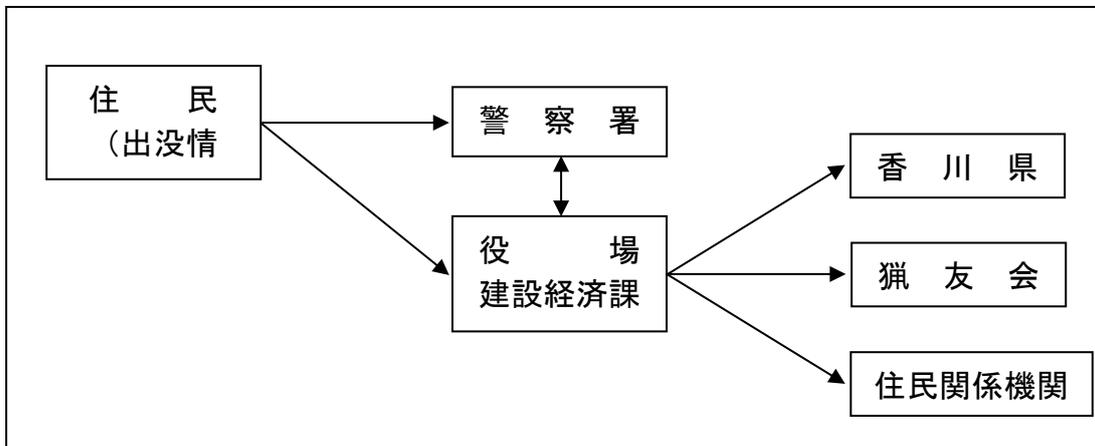
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
香川県みどり保全課	出没情報の集約、捕獲技術指導・普及、情報提供
香川県農業経営課	農作物の被害防止対策
香川県畜産課	情報提供（家畜伝染病予防）
香川県東讃農業改良普及センター	農作物の被害防止対策
東部家畜保健衛生所	捕獲技術指導（麻酔薬の処方）
警察署	追払い
直島町教育委員会	情報提供（幼児学園、小・中学校への注意喚起）
香川県猟友会	有害鳥獣捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に、捕獲した者が埋設等適切に処理を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	直島町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
香川県農業協同組合	事業推進
直島漁業協同組合	被害調査、事業推進
高松西地区猟友会	鳥獣被害対策（捕獲）実施
農業者代表	被害調査の協力、普及啓発
香川県東讃農業改良普及センター	技術的な助言・指導
直島町(建設経済課)	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香川県農業試験場病虫害防除所	鳥獣害対策の調査および試験研究・アドバイザー
香川県環境森林部みどり保全課	鳥獣保護管理法、外来生物法に関すること

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在は設置していないが、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。